

災害に係る民間保険・共済の 現状・課題等について

内閣府(防災)

災害に係る民間保険・共済の現状・課題等について

(現状等)

- 自然災害が発生した場合の被害に関しては、「自助」と「共助」を基本とし、それを公助で支援する、という基本的考えで対応している。
- 首都直下地震、南海トラフ大地震等により、住宅に係る甚大な被害が予測されている。災害による被害を保障する民間保険・共済としては、主に、火災保険、地震保険、共済があるが、このうち、**火災保険等は、現在、1世帯当たりの加入件数が「約0.85」まで増加。**
 - ※ 平成26年9月の埼玉県・千葉県での竜巻被害では、建物被害「約1,500件」に対し、保険会社から、「1,700件」を超える保険金（火災保険等）が支払われている。（他にも共済からの支払あり）
 - ※ 統計を取り始めた平成13年度末における火災保険の契約件数は、**約2,350万件。**
その後増加し、23年度末における火災保険の契約件数は、**約2,620万件（平成13年度末対比＋約270万件）**
- 一方、**地震保険（官民共同の保険）や共済についても、阪神・淡路大震災発生以降、加入件数が年々増加しており、1世帯当たりの加入件数は「約0.49」。**
 - ※ 東日本大震災では、地震保険により約1.2兆円が支払われている。（被災者生活再建支援金は約0.4兆円）
 - ※ 平成6年度末における地震保険の加入件数は、約400万件。その後増加し、24年度末では約1,500万件（約4倍）

◆火災・地震リスクをカバーする「保険＋共済」の加入状況について（未定稿）

（平成24年3月31日現在）

全国世帯数(A) 54,171,475世帯	
火災保険等件数合計(B) 46,104,965件 (うち保険 26,235,875件) (うち共済 19,869,090件)	(火災保険等)世帯当たり加入件数(B/A) 0.85件 (機械的計算による推計値)
地震保険等件数合計(C) 26,674,363件 (うち保険14,088,665件) (うち共済12,585,698件)	(地震保険等)世帯当たり加入件数(C/A) 0.49件 (機械的計算による推計値)

※火災「保険」件数は全損害保険会社の保有集計値、火災「共済」件数はJA共済・全労済・都道府県共済の保有集計値

※地震「保険」件数は全損害保険会社の保有集計値、地震「共済」件数は上記主要共済の保有集計値

（注）「1世帯当たり加入件数」は、保険や共済の契約件数を単純合計し、それを全国世帯数で除した機械的計算による数値（推計値）であり、一つの世帯で複数契約している可能性があり得ること等に留意が必要。

（地震保険等については、機械的計算により、100世帯中49世帯が加入している、と推計されるという数値。）

(参考2)

住宅向け「火災保険」の主な概要

対象物件	補償範囲	保険金額の設定	販売体制等
◆住宅物件 住居のみに使用される建物(戸建・共同住宅)と家財	＜代表的な例＞ 火災・落雷・破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、水ぬれ、盗難、水災、破損・汚損 等	＜代表的な例＞ ◆建物は、標準評価額の範囲内で再調達価額で設定。 ◆家財は、家族人数等を参考に再調達価額で設定。 (金額の上限はなし)	◆各損保会社が多種多様な商品プランの火災保険を販売

※ 多くの場合、台風による「風水害」、竜巻・突風による「風害」、洪水や土砂崩れによる床上浸水等の水害、豪雪・雪崩による「雪害」なども、「火災保険」により補償される。

※ **契約金分又は実際の損害額分が補償。「火災保険」を活用した住宅再建が可能。**

(例) 再調達価額「2,000万円」の契約を行った場合に、竜巻により全壊した場合には2,000万円が、また、全壊でない場合には損害額分(900万円の損害があれば900万円)が支払われる。

1. 地震保険とは

- (1) 地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償
- (2) 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営
- (3) 一定規模以上の支払保険金が生じた場合、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）
- (4) 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することが目的

2. 地震保険の必要性

- 火災保険では、地震による火災（延焼・拡大を含む）は補償されない。
【理由】地震リスクは、次の3点から通常の損害保険になじまない性質を有する。
①巨大損害の可能性、②発生時期・頻度の予測の困難性、③広域災害の可能性
⇒ 政府と民間の共同運営による「地震保険」が必要

3. 地震保険の誕生と改善

- 昭和39年 新潟地震発生（これを契機に地震保険創設への要望が高まる）
- 昭和41年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足（全損のみ補償）
- 昭和55年 補償範囲の拡大（全損に加え、半損も補償）
- 平成 3年 補償範囲の拡大（全損・半損に加え、一部損も補償）
- 平成 8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度額引上げ
- 平成13年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入（耐震等級割引、建築年割引）
- 平成19年 地震保険料控除創設（保険料の一定額が所得から控除され、税制上のメリットを受けられる）
- 平成19年 保険料改定（算出手法の全面的な見直し）、割引制度拡充（免震建築物割引、耐震診断割引）

4. 地震保険の内容

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

(2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

(3) 契約方法、契約金額

- ① 火災保険とセットで契約
- ② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

(4) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用はできない）。（平成26年4月現在）

○免震建築物割引：割引率30%

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：割引率（耐震等級3：30% 耐震等級2：20% 耐震等級1：10%）

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合

○耐震診断割引：割引率10%

・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：割引率10%

・昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

年間保険料例（東京都：木造建物）

	契約金額	保険料
建物	1,000万円	31,300円
家財	500万円	15,650円
合計	1,500万円	46,950円

(5) 保険金の支払

居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の50%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。

(6) 1回の地震等による総支払限度額

7兆円（平成26年4月現在）

※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。

(参考4)

地震保険による備えの状況(損害保険料率算出機構の統計をもとに計算)

地震保険の加入件数(24年度末) 1,505万件 (世帯加入率 27.1%)

1件当たり(平均)保険金額(24年度) 建物1,030万円、家財270万円
(=保険金額÷保険対象件数)

1件当たり(平均)保険料額(24年度新契約分) 建物24,700円(年間)
(=保険料÷保険対象件数) 家財6,000円(年間)

(注) 地震保険に係る1回の地震等による総支払限度額は「7兆円」

東日本大震災における地震保険の支払状況等

地震保険等支払額……………約2.1兆円
(地震保険金支払額約1.2兆円、JA共済(建物更生共済)支払額約0.9兆円)

被災者生活再建支援法に基づく支援金支給見込み額……………約0.4兆円

(注) 東日本大震災における建築物等(住宅・宅地)の被害額(再調達価額)推計は約5.9兆円。
地震保険については、震災後3か月以内に約7割(53万件)、6か月以内に約9割(69万件)が支払済。

(参考5)

☆ 参考1から参考4のとおり、**約20年前と比較し**、地震保険等への加入件数が大幅に増加し、**「自助」による備え（住宅再建）が相当程度国民に浸透**してきている。

火災保険・地震保険等への加入により、災害時の住宅再建につなげることが可能。
今後、「自助」による備えを「より一層」促していくことが重要と考えられる。

また、「自助・共助・公助」の役割分担、「自助」の重要性、民間保険・共済の仕組み等について、今後、「わかりやすく」周知・広報していくことが重要と考えられる。

- ・ 基本方針 ⇒ 「自助」・「共助」を基本とし、「公助」で支援
- ・ 世論調査（平成25年12月「防災に関する世論調査：内閣府」）
 - 公助に重点を置いた対応をすべき**……約25%から約8%に「**大幅減**」
 - 自助に重点、バランスのとれた対応をすべき……約8割（20%以上増）
- ・ 火災保険等の1世帯あたり加入件数は「約0.85」。地震保険等も「約0.49」に。
⇒ **自助による備えが相当程度国民に浸透**。（竜巻被害なども火災保険でカバー）

「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」(抄)
(平成25年12月)

3.「自助・共助・公助」のあり方と自助・共助の推進

(1)現状、課題等

- 自然災害が発生した場合の被害に関しては、これまでも、自助と共助を「基本」とし、それを公助で支援する、という基本的な考え方で対応する。
- 「自助」に関しては、竜巻による被害は、火災保険において「風害」として保障の対象となるが、十分周知されていないおそれがあり、今後、その周知や更なる加入促進が必要と考えられる。

(2)今後の対応等

- 竜巻等突風被害に限らず、自然災害への対応については、引き続き、自助と共助を「基本」とし、公助でそれを支援していくべきものであり、内閣府(防災担当)をはじめ関係省庁は、地方公共団体や関係団体等とも連携しながら、民間保険や共済の一層の普及促進に向けた取組や、ボランティア団体への支援等を行っていくことが適切である。
- 自助・共助の具体的な推進方策等については、本検討会において、引き続き審議を重ね、平成26年夏頃までに一定の提言をまとめることとしたい。

主な検討課題

○ 民間保険・共済の普及促進等に関し、次のような課題についての対応方策を検討していく必要があるのではないか。

(1)地震保険等について

1世帯あたり加入件数が0.5件程度となっている要因を分析した上で、更なる加入促進に向け、「より積極的な広報」を行っていく必要があるのではないか。

(2)火災保険等について

火災保険や火災共済については、各保険会社・共済ごとに補償内容等が異なるが、商品ごとの補償範囲や内容等を「わかりやすく」情報提供していく必要があるのではないか。

(3)その他

(1)地震保険について

1世帯あたり加入件数が0.5件程度となっている要因を分析した上で、更なる加入促進に向け、「より積極的な広報」を行っていく必要があるのではないか。

【損害保険料率算出機構「地震保険に関する意識調査」(平成21年)より】

☆ 保険料について、(周知・広報不足による)「割高感」があるのではないか。(負担面)

- ・ 非加入者へのアンケート調査結果によれば、「保険料が高かったから」や、「保険料が高いというイメージがあるから」との回答が多数。ただし、地震保険についてよく知っていると回答した人は少なく、地震保険の名前を知っている程度の認識の人が多い。
- ・ 非加入者へのアンケート調査結果によれば、地震保険料の額を示した際の印象として、半数前後が、「妥当である」、「やや安い」又は「安い」と回答。
- ・ 地震保険料については、例えば、東京都の木造建物等については、保険金額1千万円あたり「32,600円」(年)。保険金額を2千万円とした場合でも「65,200円」(年)。
最も安いのは、17県における耐火建築物で保険金額1千万円あたり「6,500円」(年)
※保険料の割引制度(最大50%)あり。

(注)保険料は平成26年7月以降の額

【損害保険料率算出機構「地震保険に関する意識調査」(平成21年)より】

☆ 非加入者の方については、地震による被害や生活再建についてのイメージがまだ弱いのではないかと。(広報活動のあり方)

- ・ 非加入者では、地震発生可能性や地震保険の必要性について「わからない」とする回答や、自助の備えは「特になし」とする回答の割合が多い。

☆ 地震危険度が大きいと考えられている地域ほど地震保険への世帯加入率が高いが、そうでない地域の世帯加入率は高くないのではないかと。(地域の状況に応じた広報活動の必要性)

- ・ 宮城は世帯加入率が40%以上。また、東京、神奈川等も30%以上。山陰や九州では10%前半の県あり。

現状・検討の方向性

☆ 損害保険協会及び各保険会社において、地震保険に関する広報等を実施。

【損保協会及び各保険会社の広報等】

- ・ ポスター掲出及びパンフレット送付（消費者相談窓口等）
- ・ 新聞広告及びテレビCM、インターネットバナー広告
- ・ ラジオでのキャンペーン実施 等



- 地震保険は、他の保険商品と異なり官民共同の保険であること等を踏まえ、防災対策、被災者支援等を所管する内閣府(防災)が、自助の重要性、地震による被害と自助による住宅再建の必要性等を「幅広く」「より積極的」に広報していくことについて、どう考えるか。

- 地方公共団体、防災関係団体、自主防災組織等も含め、地域単位でのきめ細かな広報活動や、「国民運動」的な加入促進に係る広報活動を実施することについて、どう考えるか。

その際に、地震保険の加入の必要性がより理解できるよう、これまでの支給事例、地震保険による住宅再建イメージ例などをわかりやすく示していく必要があるのではないか。

- 内閣府(防災)において、「防災基本計画」に必要な施策を新たに盛り込むことや、地震保険等の1世帯あたりの加入件数等について、一定の「目標値」を設け、一定期間に集中的な広報等を実施していくことについて、どう考えるか。

- 保険会社等において、加入者向けのパンフレット・チラシを活用してわかりやすく情報提供を行うなど加入促進につながる施策を「より積極的」に進めていくことについて、どう考えるか。

※ 前述の①の調査結果では、加入者における認知媒体については、保険会社等による説明が5割以上を占めているが、「保険の内容がわかりにくかったので加入しなかった」、「保険の内容がわかりにくそうだから検討もしなかった」との回答もあり、保険会社による、よりわかりやすい説明が重要。

(2) 火災保険等について

火災保険や火災共済については、各保険会社・共済ごとに補償内容等が異なるが、商品ごとの補償範囲や内容等を「わかりやすく」情報提供していく必要があるのではないか。

☆ 火災保険は、各保険会社ごとに補償範囲・内容が異なっており、各保険会社において、必要な広報や商品説明等が行われている。

(注1) 各保険会社において、火災保険に関し、以下の広告・広報活動を実施している。

- ・パンフレットの作成、顧客へのはがき、ダイレクトメールの送付等
- ・テレビCM等

(注2) 災害発生時に、契約者に適切に保険金が支払われるよう、各保険会社において、被災地域の顧客に個別に連絡し、顧客への情報提供や助言が行われているとの報告あり。

☆ 共済商品(主に以下の商品)についても、各共済ごとに補償範囲・内容等は異なっており、それぞれ、パンフレットの作成等により必要な広報や商品説明等が行われている。

- ・JA共済による「建物更生共済」
- ・全労済やCO・OP共済による「自然災害保障付火災共済」
- ・都道府県民共済による「火災共済」

☆ 竜巻による被害が発生した際に、火災保険や火災共済の対象となるのか問い合わせが相次いだほか、同じ火災共済でも、地震等の災害による被害を対象とするものとしらないものがあり、顧客側において、自らが加入する商品の補償範囲等について、必ずしも十分理解しているとは言い難いのではないか。



● 火災保険、火災共済について、各保険や共済ごとに、補償範囲や補償内容等が異なっており、各商品の違いも考慮しつつ、どの商品にするか適切に選択できるよう、仕組みや補償範囲等について、「わかりやすい」情報提供が必要ではないか。

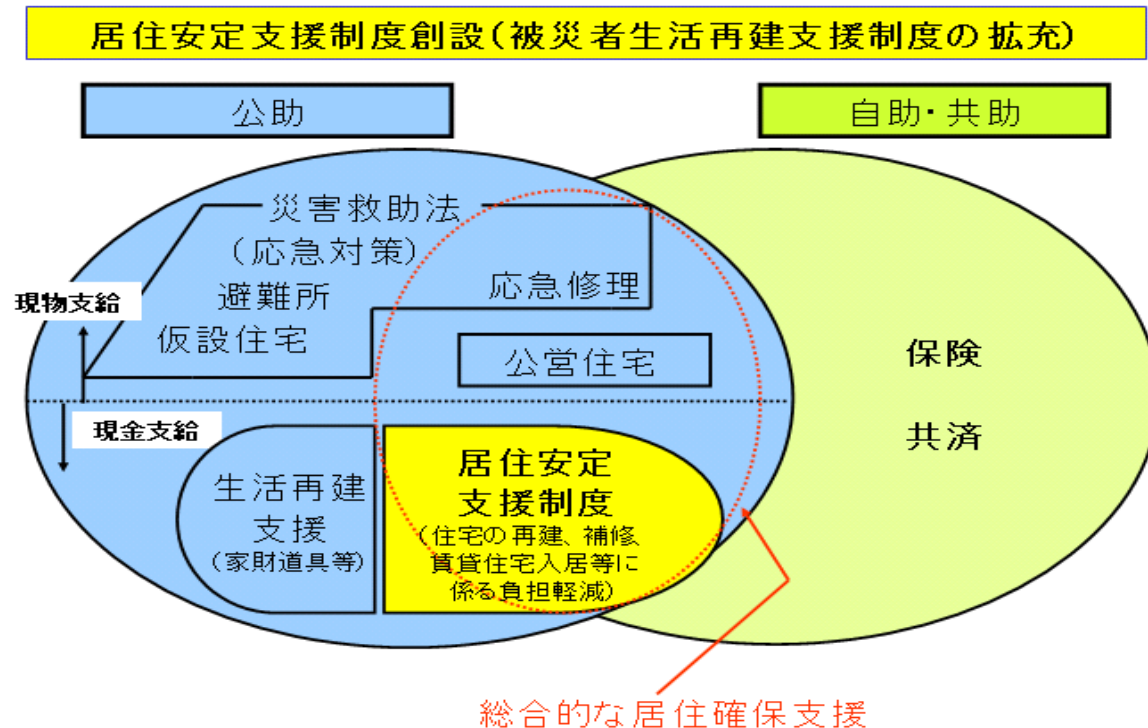
- ・ 各保険会社や共済において、今後さらに、適切な情報提供、よりわかりやすい説明等が行われることが重要であるが、それに加え、防災対策、被災者支援等を担当する内閣府(防災)においても、関係機関と十分連携し、内閣府HP等を活用し、今後、被災者向けに(わかりやすい)情報提供等を行っていくことが考えられる。

● 個々の契約者に適切・確実に保険金・共済金が支払われるようにしていく必要があるのではないか。(保険や一部共済については、各社において被災地域の顧客に個別に連絡するなどの対応が行われており、こうした取組が広く行われることが重要ではないか。)

參考資料

自助・共助・公助についての内閣府の基本的な考え方

基本的な考え方は、従来の生活再建支援制度と同様、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものである。住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するというものであることに留意されたい。また、事前に住宅の耐震改修、補強を行う等、自らの備えを行うことも重要である。



出典:

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(抄)」別紙1「被災者生活再建支援制度の拡充について」

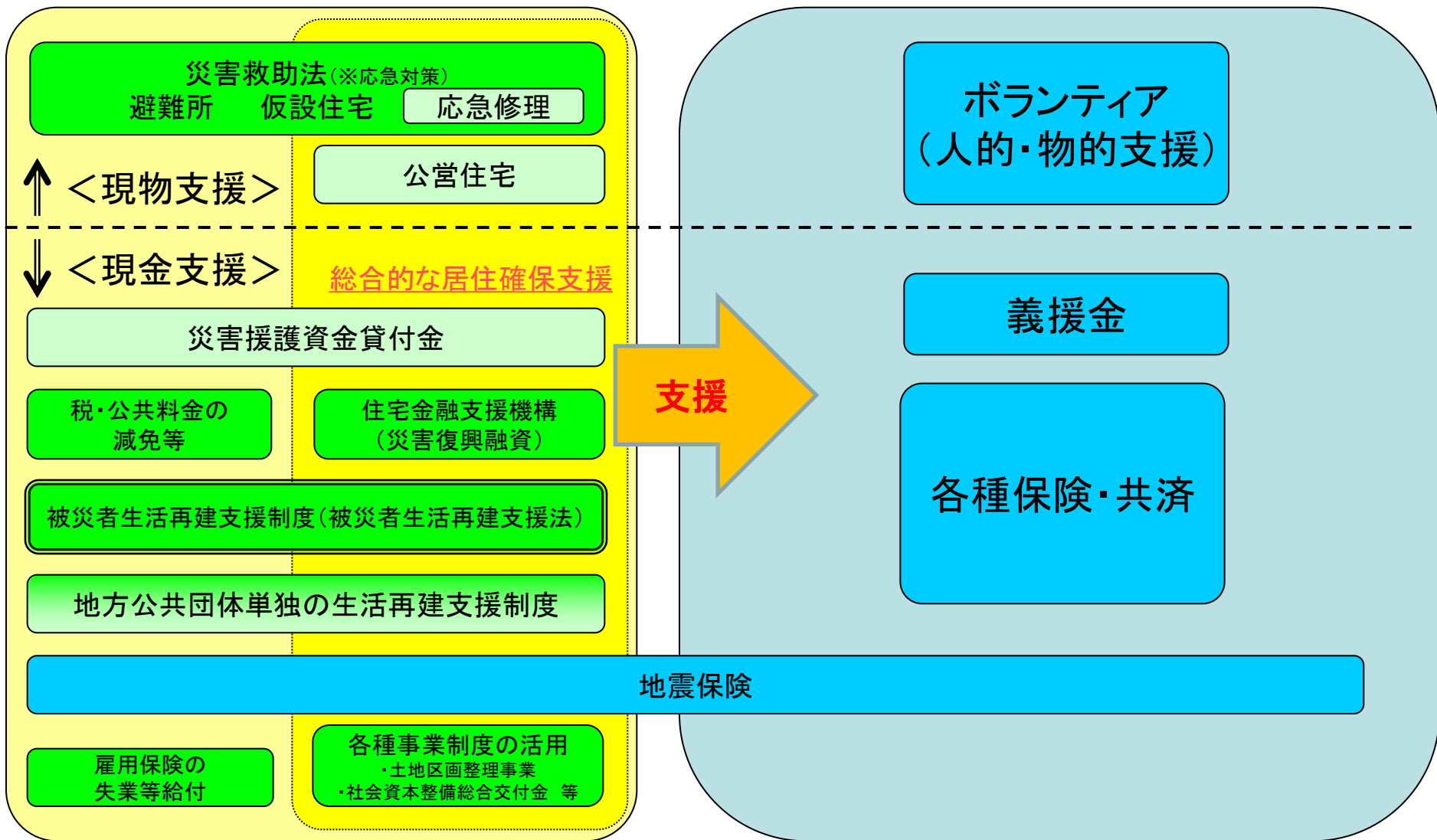
(平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

(各都道府県知事、財団法人各都道府県会館理事長あて)

自然災害による生活再建の全体像

公 助

自助・共助=[基本]



(凡例) 所得制限がない、又は所得制限はあるが国民の大半が支援対象になり得るもの

☐ 所得制限があるもの

自助又は共助(所得制限とは無関係)

※「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」(平成23年2月資料を一部修正)

火災保険と共済について(未定稿)

	A社の火災保険	B共済(①)	B共済(②)	C共済(①)	C共済(②)	D共済
補償範囲	火災、風水害、雪害等(竜巻被害を含む)	火災等	火災、風水害、雪害、地震、噴火、これらによつ津波等(竜巻被害を含む)	火災、風水害、雪害等(竜巻被害を含む)	火災、風水害、雪害、地震、噴火、これらによる津波等(竜巻被害を含む)	火災、風水害、雪害等
保険・共済金額の設定	住宅の再調達価額を上限とし、上限額の設定はなし	住宅の再調達価額を上限とし、最高6千万円	住宅の再調達価額を上限とし、最高5億円(ただし地震等の補償は50%)	住宅の再調達価額を上限とし、火災等は最高6千万円、風水害等は最高300万円	住宅の再調達価額を上限とし、火災等は最高6千万円、風水害等は最高3千万円、地震等は最高1.2千万円	住宅の再調達価額を上限とし、最高6千万円(風水害等は最高600万円)
支払内容	保険金額又は実損額(いずれか低い額)	契約共済金額又は実損額(いずれか低い額)	同左	同左	同左	同左
備考(その他)		風水害、雪害、竜巻被害等は対象とならない。地震保険に相当する補償なし		地震保険に相当する補償なし	自然災害単独での加入は不可。大型タイプあり	地震保険に相当する補償なし

(注) 保険会社、各共済の商品パンフレット等をもとに内閣府(防災)が作成

地震保険の創設経緯

明治初期から、地震損害の補償制度について幾度となく検討されていたが、

- ・ 地震災害の発生頻度とその災害規模は「大数の法則」に乗りにくい。
- ・ 巨額損害を民間の資力だけでは補償できない。

の理由からなかなか実現には至らなかった。

1964年 新潟地震発生

- ・ マグニチュード：7.5
- ・ 死者：26人
- ・ 負傷者：447人
- ・ 住宅損害：全壊1,960棟、半壊：6,640棟、一部損：67,825棟、浸水15,297棟

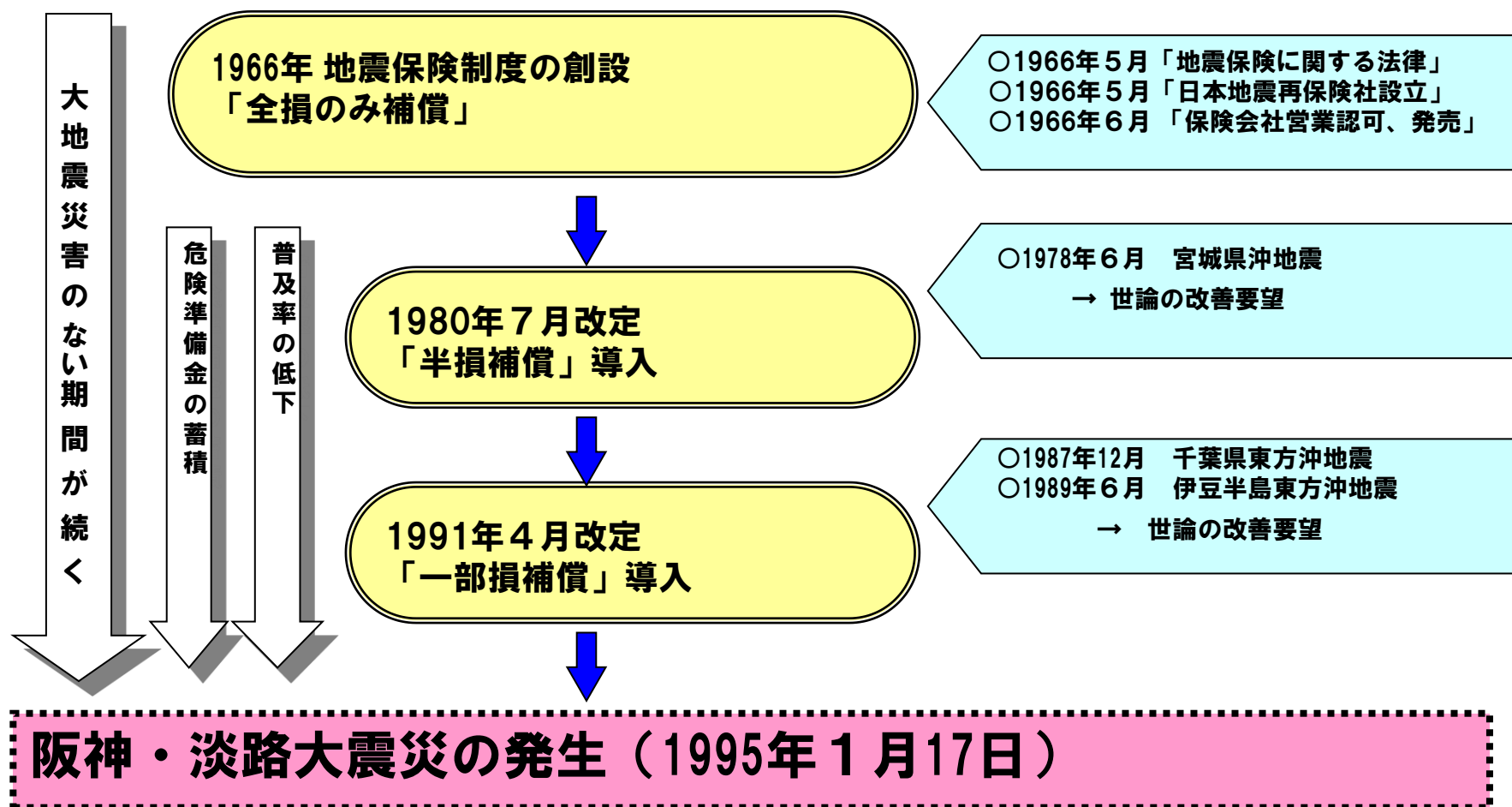
当時の田中角栄大蔵大臣（新潟県出身）が保険審議会諮問し、地震保険制度創設を検討

1966年 地震保険に関する法律の施行～地震保険の創設

政府再保険が民間資力をバックアップする形で地震保険制度がスタート。

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と民間の損害保険会社が共同して運営している保険であり、地震被災者の生活の安定に寄与することを目的にしています。

地震保険制度の変遷（主な改定）①



地震保険制度の変遷（主な改定）②

阪神・淡路大震災の発生(1995年1月17日)

商品内容の一層の改善要望

世帯加入率の低さに関する指摘

1996年1月 商品内容の改善

- 契約限度額引上げ（建物5000万円、家財1000万円）
- 家財単独の損害認定を導入、
- 家財の半損の支払割合引上げ（10% → 50%）

世帯加入率7.6%
（1995年1月末）

一層の普及拡大努力
地震保険の必要性の理解促進

（政府の検討課題を反映）

2001年10月 料率改定・住宅の耐震性能に応じた割引制度の導入

2002年8月、2004年10月、2011年7月に割引制度実務運営の見直し（割引適用確認資料の拡大）を実施

世帯加入率20.1%
（2006年3月末）

地震保険制度の変遷（主な改定）③

商品内容・制度の一層の改善要望

世帯加入率の低さに関する指摘

一層の普及拡大努力
地震保険の必要性の理解促進

2007年1月 地震保険料控除の創設

○地震保険料の一定額が所得から控除され、税制上のメリットを受けられる。

2007年10月 料率改定・割引制度の拡充

○料率算出方法の全面的な見直し、○免震建築物割引、耐震診断割引を導入

2010年1月 構造区分の改定

○判定基準をわかりやすくするため、「建物の種類」と法令上の「建物の耐火性能」による判定に基準を変更

世帯加入率27.1%
(2013年3月末)

地震保険契約都道府県別世帯加入率表

(平成25年3月末現在)

都道府県	世帯数 (A)	件数 (B)	保険金額 百万円	世帯加入率 (B/A)
北海道	2,709	585	4,633,458	21.63%
青森県	581	105	756,551	18.09
岩手県	512	94	774,654	18.36
宮城県	937	454	3,623,446	48.52
秋田県	423	71	594,642	16.86
山形県	404	70	617,891	17.33
福島県	754	183	1,530,963	24.32
茨城県	1,177	292	2,561,164	24.87
栃木県	786	177	1,628,924	22.54
群馬県	803	134	1,153,147	16.74
埼玉県	3,057	858	7,071,722	28.08
千葉県	2,684	829	6,898,619	30.92
東京都	6,653	2,270	19,237,636	34.12
神奈川県	4,092	1,322	11,075,673	32.31
新潟県	869	166	1,440,968	19.10
富山県	403	72	735,091	17.93
石川県	462	103	867,716	22.46
福井県	283	61	634,655	21.79
山梨県	348	94	930,928	27.04
長野県	843	136	1,389,364	16.13
岐阜県	787	240	2,085,788	30.50
静岡県	1,509	417	3,822,578	27.64
愛知県	3,072	1,147	9,643,154	37.33
三重県	763	195	1,675,333	25.64
滋賀県	543	126	1,145,328	23.27
京都府	1,168	288	2,496,559	24.67
大阪府	4,090	1,145	9,617,911	28.01
兵庫県	2,448	542	4,850,254	22.16
奈良県	573	144	1,360,879	25.14
和歌山県	436	98	850,197	22.51
鳥取県	231	46	412,556	20.14
島根県	282	37	345,810	13.36
岡山県	812	152	1,346,964	18.77
広島県	1,266	335	2,930,502	26.50
山口県	654	134	1,209,711	20.54
徳島県	328	82	729,715	25.19
香川県	424	115	1,058,849	27.11
愛媛県	643	134	1,226,457	20.97
高知県	351	81	702,158	23.16
福岡県	2,278	688	5,614,314	30.22
佐賀県	319	52	460,479	16.58
熊本県	622	80	647,839	12.89
大分県	751	199	1,720,483	26.50
宮崎県	522	105	941,686	20.10
鹿児島県	512	111	907,813	21.76
沖縄県	797	183	1,396,954	22.99
全国計	55,577	15,050	128,039,914	27.08

(注) 世帯数は総務省発表の平成25年3月末現在の住民基本台帳に基づく世帯数を使用している。なお、世帯数には、平成24年7月9日より住民基本台帳法の適用となった外国人が含まれています。

大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

地震名	世帯数 (A)	件数 (B)	保険金額 百万円	世帯加入率 (B/A)
関東大地震	25,029	7,680	65,412,916	30.69%
首都直下地震	17,665	5,574	46,844,817	31.55
南海トラフの地震	42,702	12,219	104,283,353	28.62

(注) 調査保険料率算出規模の被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。

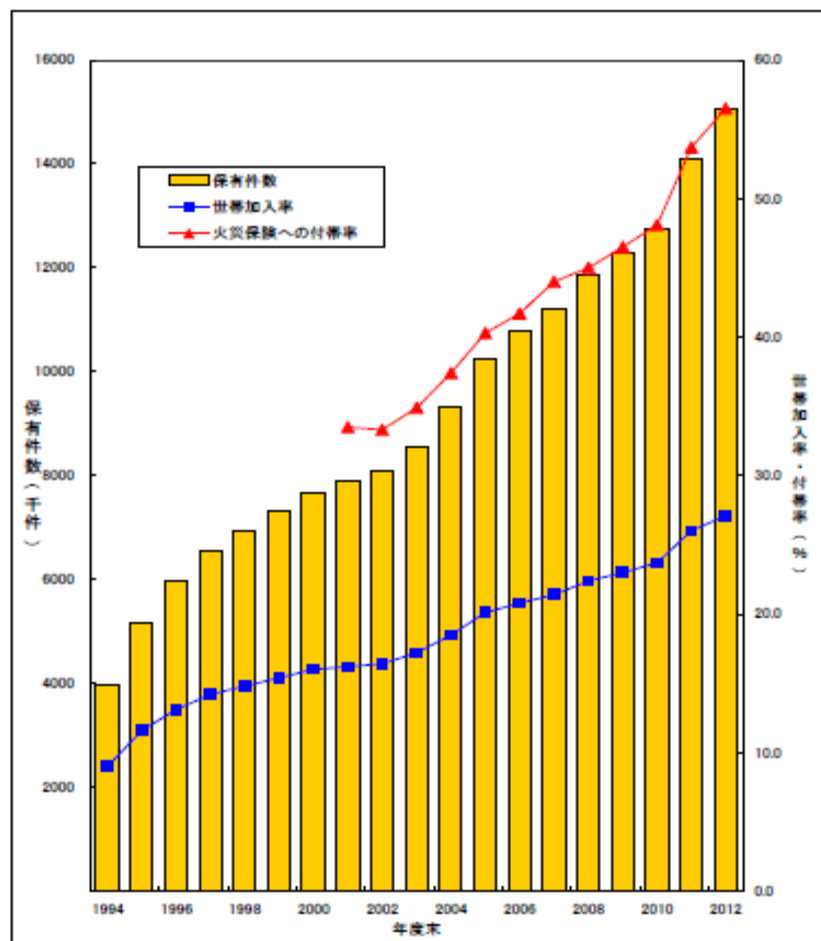
関東大地震(1都10県):茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県

首都直下地震(1都4県):茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、

南海トラフの地震(1都2府20県):埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、

地震保険の契約件数・世帯加入率・付帯率の推移

	世帯数	契約件数	世帯加入率 (%)	火災保険への 付帯率 (%)
1994 年度	44,235,735	3,968,835	9.0	
1995 年度	44,830,961	5,181,407	11.6	
1996 年度	45,498,173	5,975,416	13.1	
1997 年度	46,156,796	6,565,221	14.2	
1998 年度	46,811,712	6,923,684	14.8	
1999 年度	47,419,905	7,325,847	15.4	
2000 年度	48,015,251	7,664,480	16.0	
2001 年度	48,637,789	7,883,873	16.2	33.5
2002 年度	49,260,791	8,078,780	16.4	33.3
2003 年度	49,837,731	8,564,002	17.2	34.9
2004 年度	50,382,081	9,324,901	18.5	37.4
2005 年度	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3
2006 年度	51,713,048	10,775,335	20.8	41.7
2007 年度	52,324,877	11,217,390	21.4	44.0
2008 年度	52,877,802	11,841,278	22.4	45.0
2009 年度	53,362,801	12,275,087	23.0	46.5
2010 年度	53,783,435	12,747,680	23.7	48.1
2011 年度	54,171,475	14,088,665	26.0	53.7
2012 年度	55,577,563	15,050,169	27.1	56.5



(注) 1. 契約件数は、各年度末の地震保険保有契約件数に基づく。(証券単位)

2. 世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。
なお、2012年度の世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。

3. 火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合。

(出典) 損害保険料率算出機構

地震保険の割引制度

耐震割引の拡充

建物の地震の揺れに対する被害の関係を再評価した結果、免震建築物ならびに耐震等級3および2に該当する建物について現行の割引率以上の格差があったため、割引率を以下のとおり拡大しました。

	現行	改定
免震建築物割引	▲30%	▲50%
耐震等級割引（耐震等級3）	▲30%	▲50%
耐震等級割引（耐震等級2）	▲20%	▲30%

割引手続きの簡素化

免震建築物割引および耐震等級割引の適用に際して契約者より提出いただくエビデンス資料の範囲を拡大しました。

現行	改定
住宅性能評価書 認定通知書	住宅性能評価書 認定通知書 適合証明書 住宅性能証明書 認定長期優良住宅建築証明書、住宅用家屋証明書、技術的審査適合証 共用部分・検査評価シート 現金取得者向け新築対象住宅証明書

地震保険料控除で実質負担保険料が軽減されます

◆平成19年1月より損害保険料控除制度が廃止され、地震保険料控除制度が創設されています。
本控除により、実質的な負担額が軽減されます。

	払込保険料	控除額
所得税	50,000円以下	払込保険料全額
	50,000円超	50,000円
個人住民税	50,000円以下	払込保険料×50%
	50,000円超	25,000円

【控除の例】

地震保険料50,000円、所得税率20%、個人住民税率10%の場合、
所得税で10,000円（50,000円×20%）、
個人住民税で2,500円（25,000円×10%）の
合計12,500円が控除（税負担が軽減）されます。

共済の地震補償について

共済	地震損害の補償内容	備考
JA 「建物更生共済 むてき」	地震の損害割合が5 %以上の場合：損害額の50%を支払（2億5,000万円限度）	
全労済 「火災共済＋自然災害共済」	全壊・全焼（損害割合70%以上）：火災共済金額×30%（1,800万円限度）を支払 半壊・半焼（損害割合20%～70%未満）：火災共済金額×15%（900万円限度）を支払 一部壊・一部焼（損害額100万円超）：火災共済金額×3%（180万円限度）を支払	最高で30%まで補償
全国生協連都道府県民共済 「新型火災共済」	半壊、半焼以上：火災共済金額×5%（300万円限度）	最高で5%まで補償
全日本火災共済協同組合連合会 （都道府県火災共済協同組合） 「総合火災共済」「普通火災共済」	地震火災費用のみ：火災共済金額×5%、300万円限度	地震による火災のみ、かつ最高で5%まで補償

防災に関する世論調査(抄)

内閣府大臣官房政府広報室

平成25年12月調査

ウ 地震保険に加入していない理由

大地震に備えてとっている対策について、「自宅建物もしくは家財を対象とした地震保険(地震被害を補償する共済を含む)に加入している」を挙げなかった者(1,908人)に、地震保険に加入していない理由は何か聞いたところ、「保険料が高いから」を挙げた者の割合が29.0%と最も高く、以下、「地震保険だけでは、家を再建できないと思うから」(15.0%)、「地震保険の内容がよくわからないから」(14.0%)などの順となっている。なお、「特になし」と答えた者の割合が15.5%となっている。(複数回答, 上位3項目)

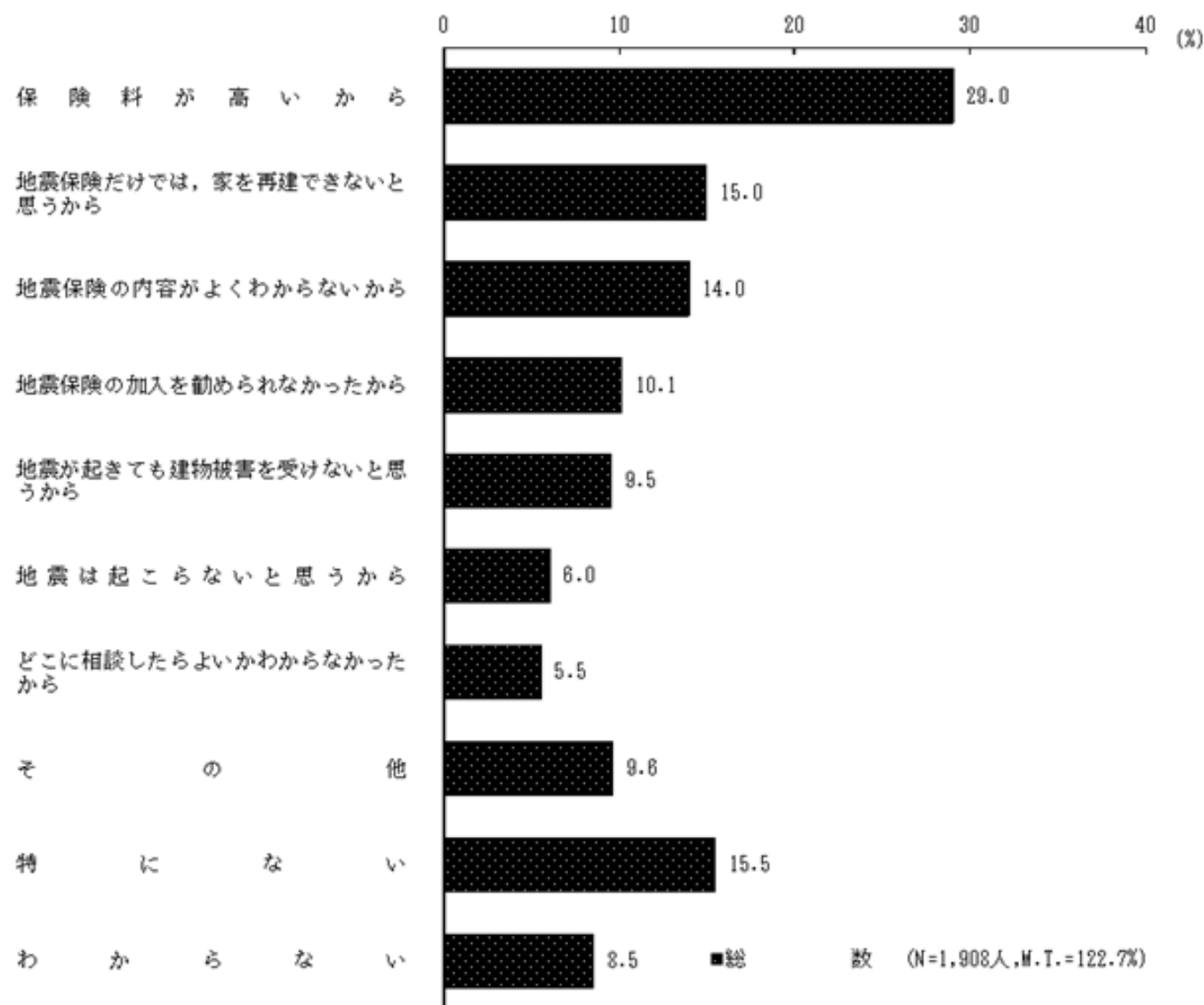
都市規模別に見ると、「地震保険の内容がよくわからないから」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「地震保険の内容がよくわからないから」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。

年齢別に見ると、「保険料が高いから」を挙げた者の割合は50歳代, 60歳代で、「地震保険だけでは、家を再建できないと思うから」を挙げた者の割合は50歳代で、「地震保険の内容がよくわからないから」を挙げた者の割合は20歳代で、それぞれ高くなっている。(図10, 表10(CSV形式:4KB) 図)

図10 地震保険に加入していない理由

〔大地震に備えてとっている対策について、「自宅建物もしくは家財を対象とした地震保険（地震被害を補償する共済を含む）に加入している」を挙げなかった者に、複数回答〕



2 調査結果の概要

5. 自助、共助、公助の対策に関する意識について

(1) 重点を置くべき防災対策(自助、共助、公助)

災害が発生した時にその被害を軽減するために取る対応について、国や地方公共団体による「公助」、地域の住民やボランティア、企業などの連携による「共助」、自ら身を守る「自助」というものがあるが、災害発生時に取るべき対応として、最も近いものを聞いたところ、「公助に重点を置いた対応をすべきである」と答えた者の割合が8.3%、「共助に重点を置いた対応をすべきである」と答えた者の割合が10.6%、「自助に重点を置いた対応をすべきである」と答えた者の割合が21.7%、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである」と答えた者の割合が56.3%となっている。

前回の調査結果(平成14年9月調査結果をいう)と比較して見ると、「共助に重点を置いた対応をすべきである」(14.0%→10.6%)と答えた者の割合が低下し、「自助に重点を置いた対応をすべきである」(18.6%→21.7%)、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである」(37.4%→56.3%)と答えた者の割合が上昇している。

都市規模別に見ると、「共助に重点を置いた対応をすべきである」と答えた者の割合は小都市で高くなっている。

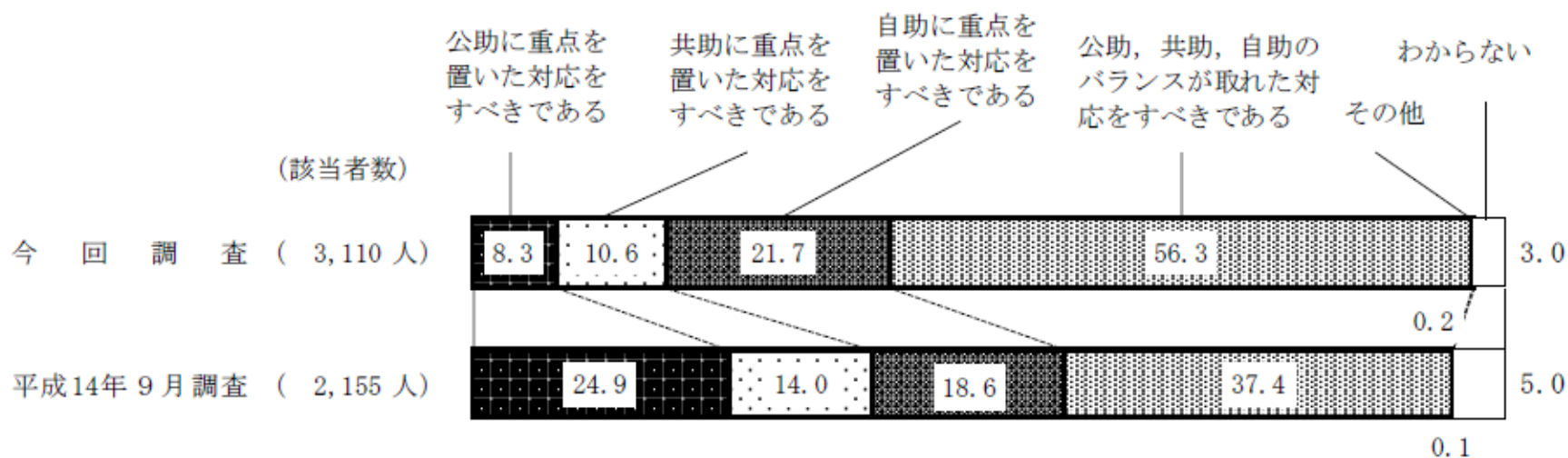
性別に見ると、「共助に重点を置いた対応をすべきである」、「自助に重点を置いた対応をすべきである」と答えた者の割合は男性で、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「自助に重点を置いた対応をすべきである」と答えた者の割合は60歳代、70歳以上で、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである」と答えた者の割合は30歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。(図20、表20-1(CSV形式:2KB) 図、表20-2(CSV形式:1KB) 図)

5 自助，共助，公助の対策に関する意識

(1) 重点を置くべき防災対策（自助，共助，公助）

	平成 14 年 9 月		平成 25 年 12 月
・公助に重点を置いた対応をすべきである	24.9%	→	8.3% (減)
・共助に重点を置いた対応をすべきである	14.0%	→	10.6% (減)
・自助に重点を置いた対応をすべきである	18.6%	→	21.7% (増)
・公助，共助，自助のバランスが取れた対応をすべきである	37.4%	→	56.3% (増)

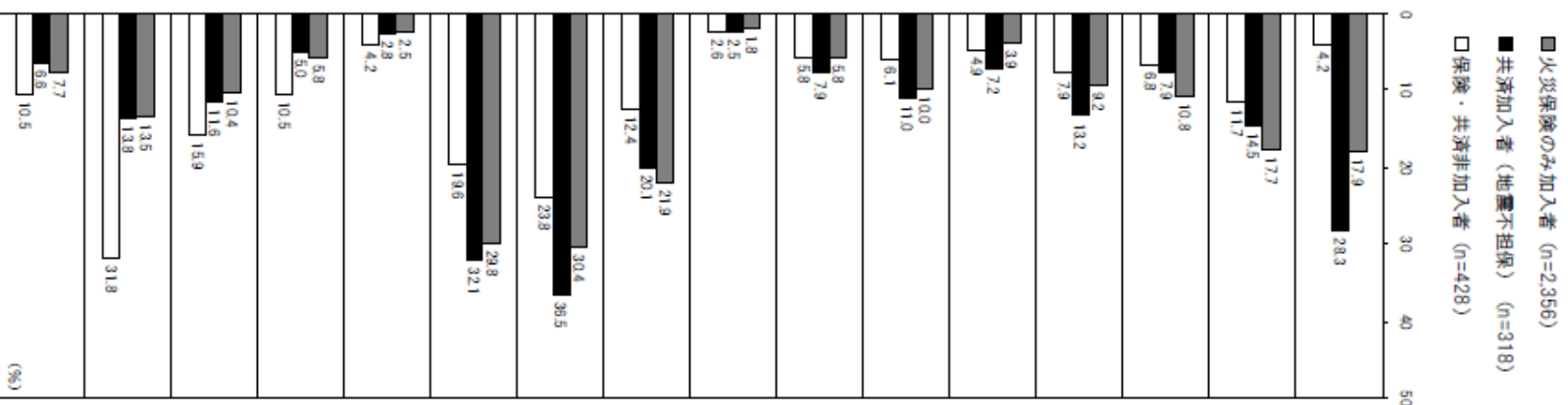


地震危険に関する消費者意識調査(抄)

損害保険料率算出機構
平成21年

(3) 検討した上で、地震保険に加入しなかった理由

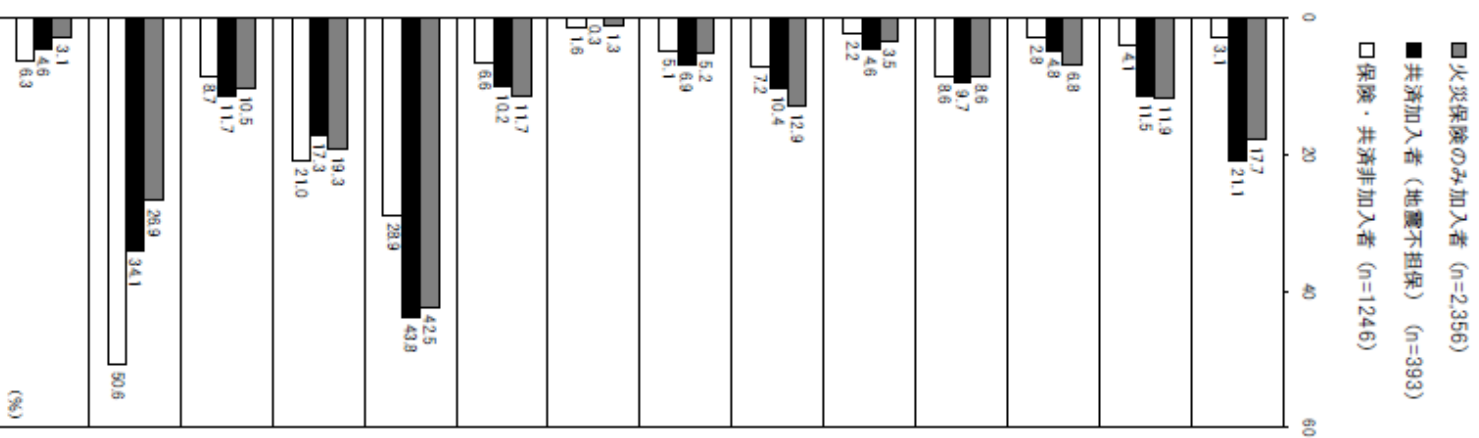
【Q24（地震保険の加入検討の有無）で「加入を検討したことがある」と回答した人に】
Q26. 検討した結果、地震保険に加入しなかった理由は何ですか。（いくつでも選んでください）



(4) 地震保険への加入を検討しない理由

【Q24 (地震保険の加入検討の有無)で「加入を検討したことがない」と回答した人に】

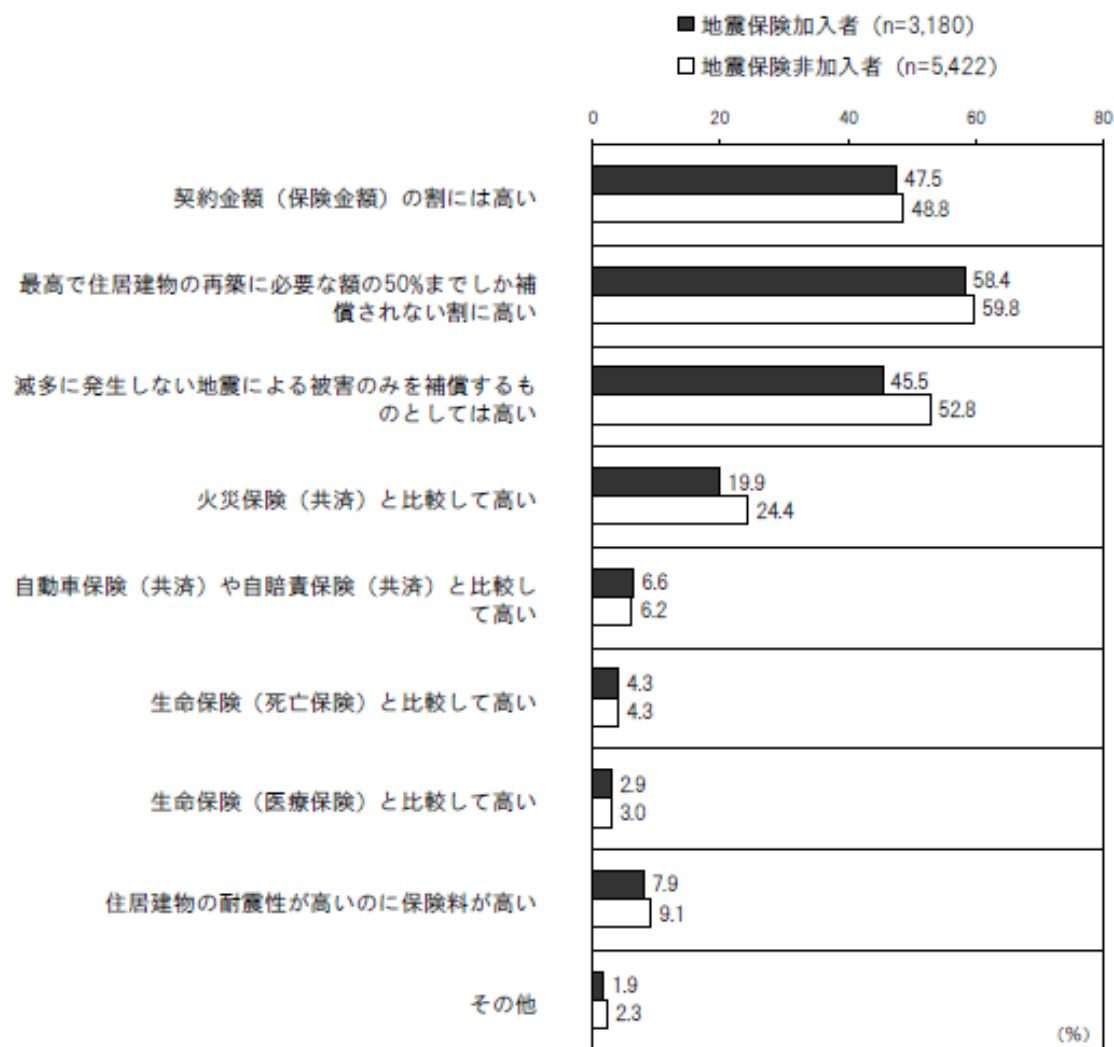
Q27. 地震保険の加入を検討したことがない理由は何ですか。(いくつでも選んでください)



(4) 地震保険の保険料が高いと感じる理由

【Q50（地震保険料の印象）で「高い」「やや高い」と回答した人に】

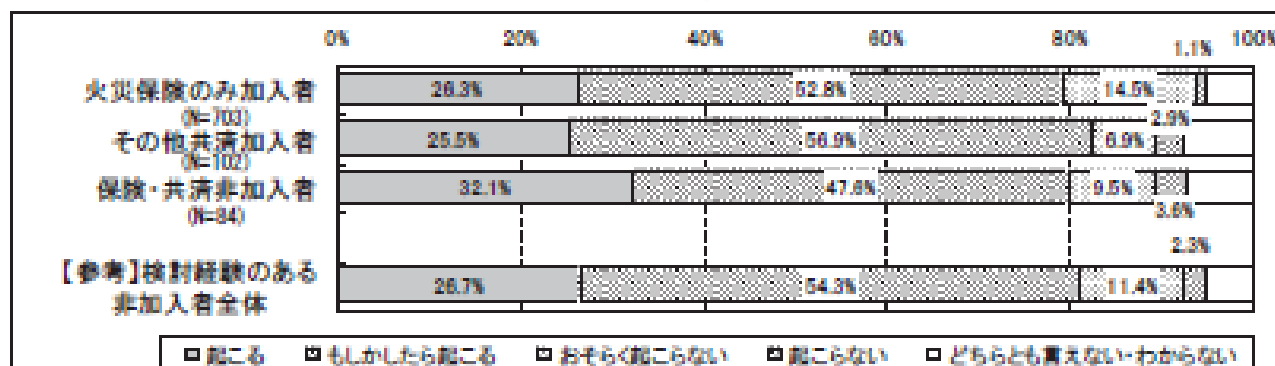
Q51. どのようなことについて「保険料が高い」と感じますか。（いくつでも選んでください）



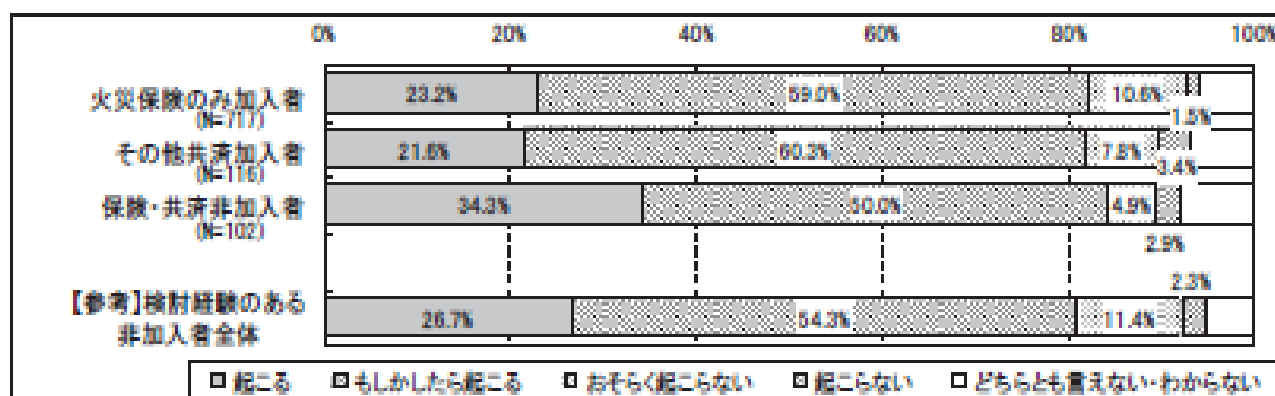
(2) 地震保険の加入促進のための施策の効果 —加入率が伸びない要因—

保険料が「高い」としている地震保険非加入者の分析(アンケート)

①「保険料が高い」としている非加入者（加入検討経験あり）と地震発生可能性の認識（調査数：889人）



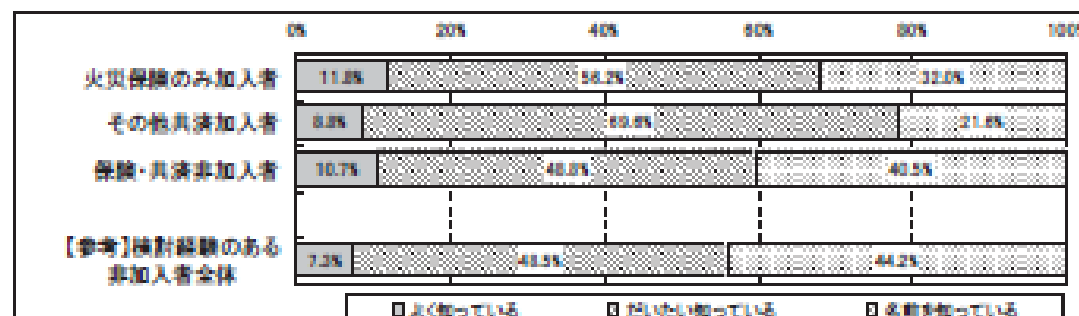
②「保険料が高いイメージがある」としている非加入者（加入検討経験あり）と地震発生可能性の認識（調査数：935人）



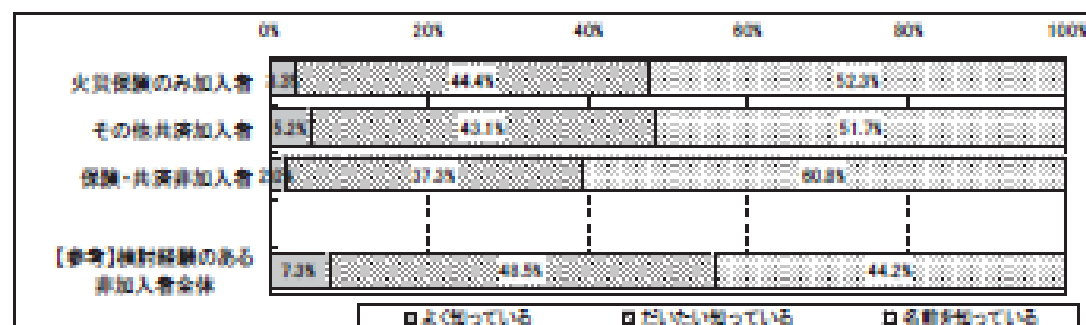
(2) 地震保険の加入促進のための施策の効果 ―加入率が伸びない要因―

保険料が「高い」としている地震保険非加入者の分析(アンケート)

③「料金が低い」としている非加入者（加入検討経験あり）と地震保険の認知度（調査数：①に同じ）



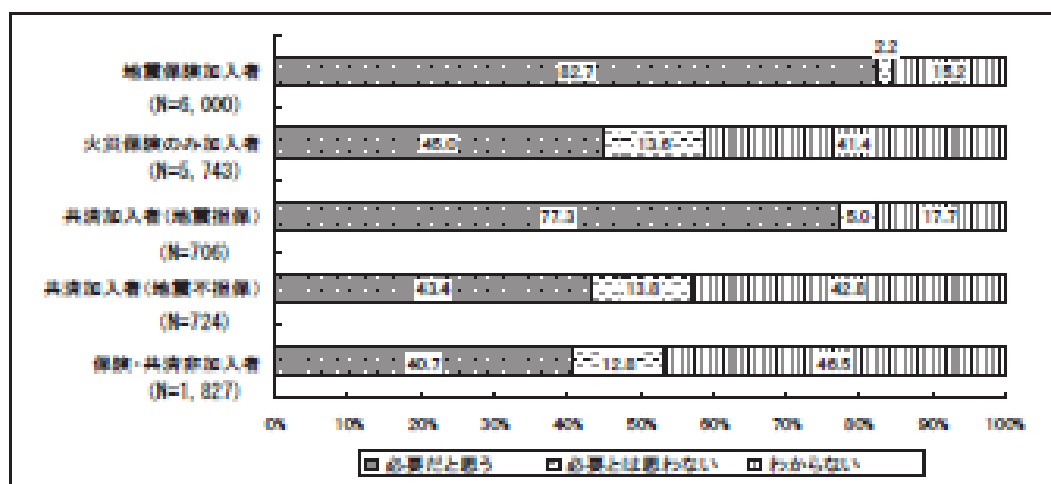
④「保険料が高いイメージがある」としている非加入者（加入検討経験あり）と地震保険の認知度（調査数：②に同じ）



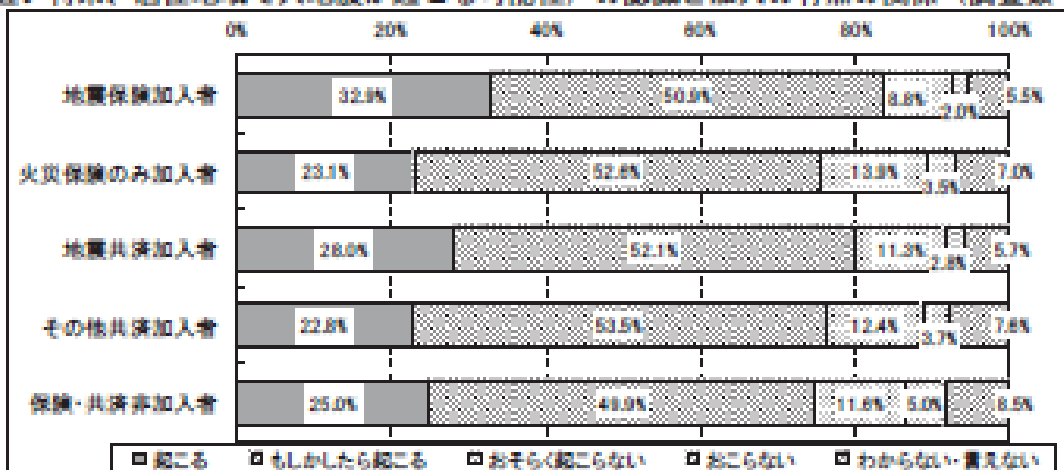
(2) 地震保険の加入促進のための施策の効果 ―加入率が伸びない要因―

地震保険加入者と非加入者の地震発生可能性等の認識の分析（アンケート調査）

①地震保険の必要性の認識（地震保険の付保割合は50%であっても、地震保険は必要と思うかどうか）と加入の有無の関係（調査数：15,000人）



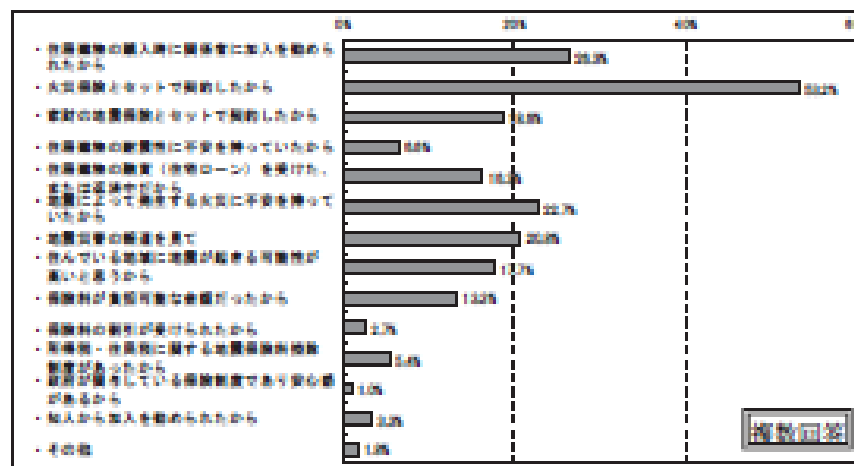
②地震発生可能性（近い将来、居住地域で大地震が起こる可能性）の認識と加入の有無の関係（調査数：①に同じ）



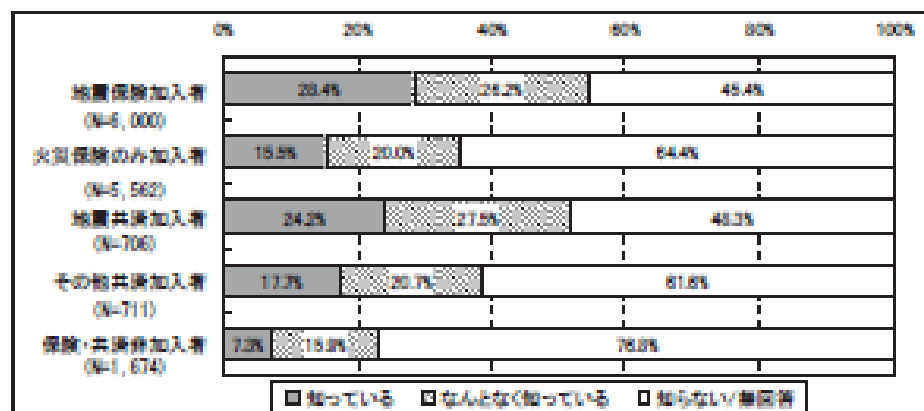
(2) 地震保険の加入促進のための施策の効果 ―税の優遇措置の効果―

地震保険料控除の効果（アンケート調査）

①加入した理由に地震保険控除とした人の割合（対象：持ち家世帯かつ住居建物に対する地震保険加入者（4,885人））



②地震保険料控除制度により、最高で5万円の控除が受けられることの認知度（調査数：14,653人）



5. 地震保険・共済（地震担保）加入者への質問

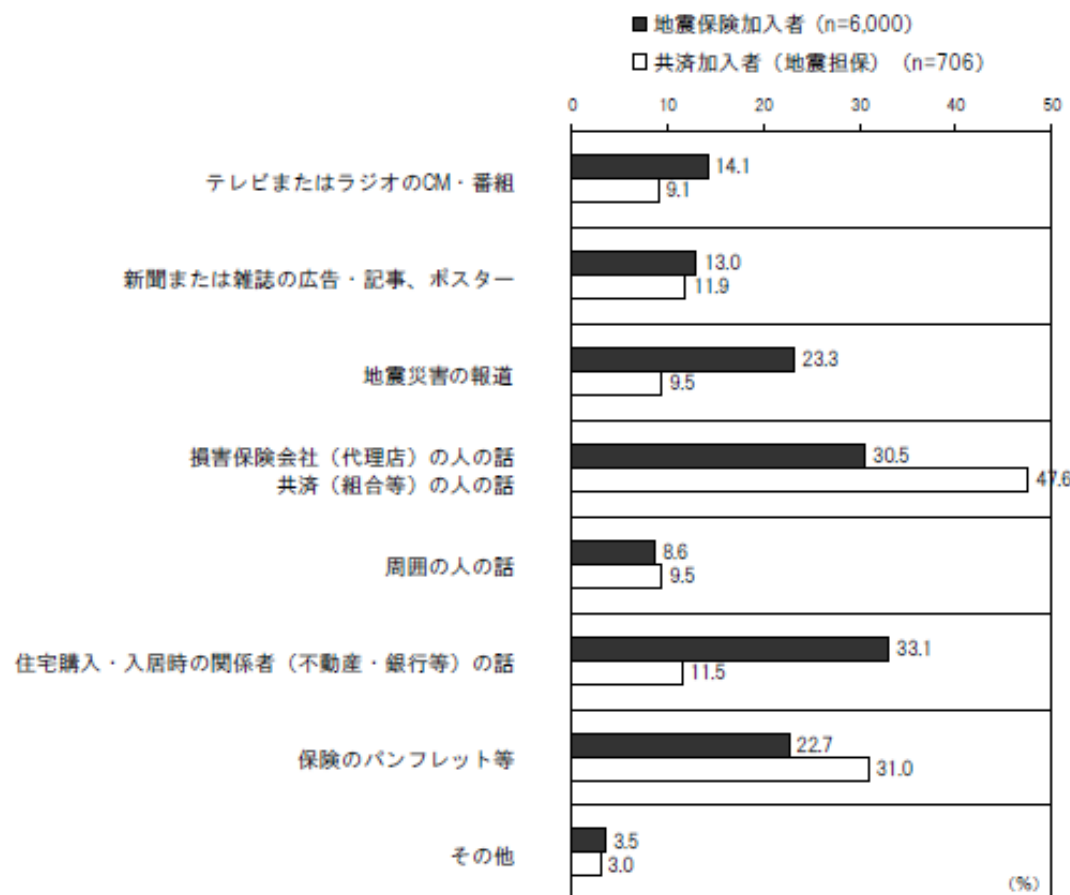
（１）地震保険・共済（地震担保）を知ったきっかけ

【地震保険加入者を対象に】

Q30. 「地震保険」を知ったきっかけは何ですか。（いくつでも選んでください）

【共済加入者（地震担保）を対象に】

Q41. 地震による被害を補償する共済があることを知ったきっかけは何ですか。（いくつでも選んでください）



(2) 地震保険・共済（地震担保）に加入した理由

【地震保険加入者を対象に】

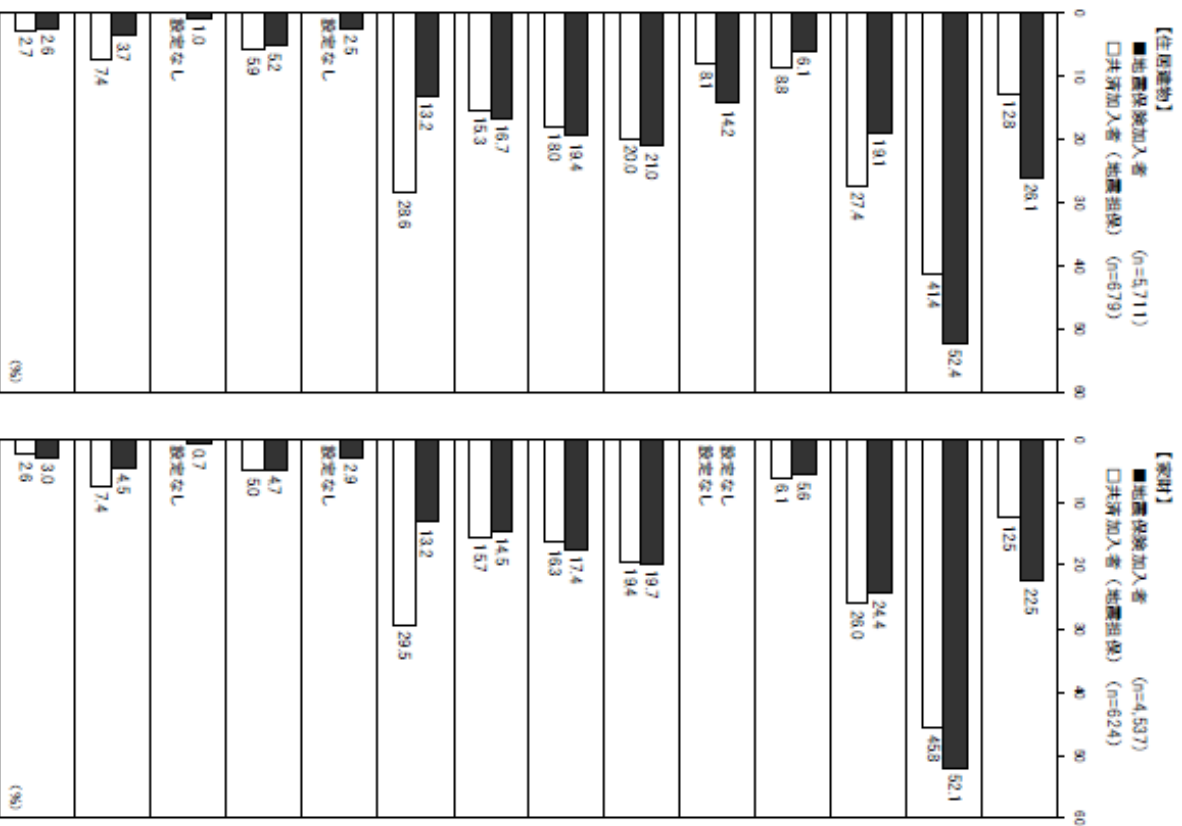
Q31. 「住居建物」を対象とした地震保険に加入した理由（きっかけ）は何ですか。（いくつでも選んでください）

Q32. 「家財」を対象とした地震保険に加入した理由（きっかけ）は何ですか。（いくつでも選んでください）

【共済加入者（地震担保）を対象に】

Q42. 「住居建物」を対象として、地震による被害を補償する共済に加入した理由（きっかけ）は何ですか。（いくつでも選んでください）

Q43. 「家財」を対象として、地震による被害を補償する共済に加入した理由（きっかけ）は何ですか。（いくつでも選んでください）



* 「設定なし」は、回答の選択肢を設定していないことを示す。